

第3回 地域コミュニティ活動交付金算定・配分基準検討会 会議録（要点記録）

日 時	令和7年3月21日（金） 10:00～12:10
場 所	宮崎市民プラザ 4階ギャラリー
出席者	検討会委員 9名 事務局（地域コミュニティ課） 地域振興部長 地域コミュニティ課長 地域まちづくり推進室長 地域コミュニティ課職員
協議事項	(1) 算定方法（案） (2) 配分基準（案） (3) その他

1 協議概要

（1）算定方法（案）

- ① 算定方法は「配分+加算方式」で、検討を進める。
- ② 予算総額について、一人当たり活動費214円は地域コミュニティ税をもとに算出したものであるため、積算基礎とはしない。各地域まちづくり推進委員会の執行状況を精査し、予算総額を積算するか、これまでの執行状況をもとに新たに一人当たり活動費を設定する方向で検討する。
- ③ 事務局人件費については、2つの方向性の意見が出されたため、引き続き協議する。
ア 事務局長1人、事務局員1人をフルタイムで配置することを前提に積算
イ 人件費は現行予算額とし、地域の実情に応じて、地域が雇用人数、条件等を決定
- ④ 事業提案（チャレンジ）加算は、新たに予算を設ける方向性で検討を進める。
検討を進めるにあたり、各地域まちづくり推進委員会の予算に改善する余地がないか（浪費的な予算がないか）や繰越の状況について精査を行う。
加算の対象事業について、新しい事業だけでなく、既存事業も対象としていくかどうかについて、引き続き協議する。
- ⑤ 繰越額（運転資金）のあり方について、今後、協議する。

（2）配分基準（案）

- ⑥ 均等割については、これまでの地域まちづくりの沿革もあり、地域を対象とするのか、地域団体を対象とするのか意見が分かれたので、シミュレーションを行いながら引き続き、協議する。
- ⑦ 自治会割については、地域まちづくり推進委員会が自治会加入を意識することで、インセンティブとして機能する可能性があるが、自治会にはすでに補助金が交付されており、二重の支援となることから、説明責任が果たせるのかも含めて、引き続き協議する。
自治会加入促進にあたっては、事業提案（チャレンジ）加算を活用する方策も検討する。
- ⑧ 面積割については、可住地面積の算定にあたっては複雑で事務的な作業量も増加することになるので、検討から除外する方向性で進める。
- ⑨ 高齢人口割、年少人口割については、採用することになれば、ターゲットとなる対象者を意識した特色ある事業を構築する必要があるため、検討から除外してもいいのではないかと。

2 内容

（1）算定方法（案）

委 員： 持続可能な地域まちづくりを目指すために、その要である事務局のあり方について提案したい。
多くの地域では、地域自治区事務所と地区交流センター、地域まちづくり推進委員会・地区社会福祉協議会の事務局が同じ館の中に置かれており、活動等で連

携するための環境が整っている。

提案の1点目として、市が交流センター業務について、地域まちづくり推進委員会に委託すること。

2点目として、地域まちづくり推進委員会と地区社会福祉協議会の活動するメンバーが重複していることや、地域まちづくり推進委員会の福祉部会は、地区社会福祉協議会が担っている地域もあることから、組織を統合すること。

3点目として、地域の多様な団体は、地域まちづくり推進委員会の構成メンバーとして有機的な連携を図りながら活動に取り組んでいる。地域の各種団体と地域まちづくり推進委員会の活動について、重複するようなところがあれば、地域まちづくり推進委員会の事務局が相互調整し、それぞれの団体の事務負担の軽減、地域活動の最適化を図りながら、地域まちづくりを進めることが大事になると考えている。

令和7年4月からは地域協議会がなくなるため、地域まちづくり推進委員会が地域の要となり、地域のマネジメントを行っていかなければならない。

そのため、事務局は2人体制とし、事務局長は運営委員会・役員会の事務局を主体的に担うことや、部会の総合調整を行うこと、地域団体の日常的・基礎的な業務を担うこと、SNSの更新などの広報等が必要になると考えている。

このように、持続可能な地域まちづくりを推進していくためには、事務局の役割が重要になる。そのため、事務局職員の勤務体制は、フルタイムで雇用すべきと考えている。

現在の事務局運営費補助金は、予算額としては平等であるかもしれないが、地域まちづくり推進委員会ごとに職員数、勤務時間、社会保険の有無など、地域によって、使い方が異なっている。

持続可能な地域まちづくりとしていくため、事務局の処遇改善については、地域の自主性に任せるのではなく、行政が改革改善に取り組んでいただきたい。

すべての地域まちづくり推進委員会が一斉に取り組むことは難しいと考えているので、できる地域から進めてほしいと考えている。

委員： 3月31日をもって地域協議会がなくなるが、その役割をどこが担うことになるかについては、曖昧になっている。

行政は、地域まちづくり推進委員会の中に、協議組織を設置することができるという説明をされてきている。

これまで地域協議会が担ってきた地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績の承認について、実施者である地域まちづくり推進委員会自身が行うことはおかしいと思う。

このことについて、地域まちづくり推進委員会連絡協議会の会議の中で、行政に尋ねたところ、事業計画と実績報告の確認は、行政が行うと回答された。

そのような中で、先ほど委員から、地域の意思決定組織として運営委員会の設置という提案があったが、市はこのような形で進もうしているのか。

委員： 今回の提案は、あくまで提案委員の私案であって、市は関与していないという理解でいいか。

委員： あくまで私案あるので、市は関与していない。

これから持続可能な地域まちづくりを推進するにあたり、私案として提案したものである。

事務局： 先ほど、委員から確認のあった協議組織についてお答えすると、地域協議会が担っていた役割を今後、どのようにしていくかについては、行政が決めるということはない。

委員： 地域コミュニティ活動交付金事業の計画・実績の承認については、各地域まちづくり推進委員会の総会を経て、地域協議会が行ってきたが、今後は、市が審査し、承認することとなっている。

そのような中で、地域まちづくり推進委員会の協議組織を各地域の実情に応じて、設置するところと設置しないところがある。

地域協議会に代わるものを設置するのか、設置しないのか、地域に任せるのか、基本的なところが見えない。

- 事務局： 各地域においては、地域協議会と全く同じ機能を設けるということはないと考えている。地域の中で、同じ機能を持つべきだと判断されるのであれば、行政としてそれを妨げるものではない。
- 委員： 各地域まちづくり推進委員会は、それぞれ地域コミュニティ活動交付金事業を計画し事業を実施したうえで、自ら事業を評価することは、当然のことである。その上で、最終的に承認するのは、行政という理解でいいか。
- 事務局： いい。行政として、地域コミュニティ活動交付金の使途についてもチェックしていかなければならないが、各地域まちづくり推進委員会においても、チェック機能を果たしていただきたい。
- 委員： 私の地域では、新しい地域まちづくり体制づくりを行うにあたっては、地域協議会で専門委員会を立ち上げ、地域まちづくり推進委員会の意見も聞きながら、検討を重ねてきた。
地域コミュニティ活動交付金は、その原資は税金であるため、地域まちづくり推進委員会の外からも、チェック機能を果たしていかないといけないという見解に至った。
そこで、地域団体の代表で構成される審査会を設け、これまで地域協議会が担ってきた地域コミュニティ活動交付金のチェックや市への提言のほか、事業提案（チャレンジ）事業の審査を担うこととしている。また、監事については審査会から選出することとしている。
- 委員： 地域まちづくりのあり方検討会（令和4～5年度開催）では、地域のまちづくりを実践する中で、各地域がそれぞれの実情に応じて進化してきており、地域協議会が担ってきたチェック機能や組織体制については、一律に行政が決めるのではなく、地域の実情に応じて対応すべきではないかという意見が出されている。
- 委員： 本検討会の目的としては、算定・配分基準のあり方を検討することである。
最終的には、行政が算定・配分基準を決定することになるが、地域まちづくりを实践されている委員の皆さんと算定・配分基準のあり方について、検討を重ねたい。
各地域まちづくり推進委員会においてチェック機能を果たし、自己評価を行ったうえで、行政が事業計画や実績を承認するという前提のもと、議論を進めたい。
- 委員： 人件費の算定方法についてであるが、人口規模と勤務時間数については、相関関係が強いとはいえないということであったが、行政からの補助額が一定額となっていることも要因の一つであると思う。
事務局職員が働く中で、振替休日がきちんと取得されているのかも大事な視点であると思う。
事業費と人件費を合わせた総事業費に対して、人件費がどれくらいの割合になるのかも確認していきたい。おそらく人口に比例するのではないかと考えている。社会福祉法人やNPO法人の決算を見ると、総事業費の概ね6～7割となっている。総事業費との関連性の中で、人件費を算定することも考えられると思う。
その際の配分方法については、シンプルの方がいいと思う。
- 委員： 私の地域の場合にはなるが、地域まちづくり推進委員会の事務局職員は、3人程度いないと事務を進めることが難しいと感じている。各部会が常に活動しており、2人だと事務局に余裕がなくなる。
また、事務局職員を育成するためには、3人の内、2人は専門性を高めることに注力し、1人は新しい職員を雇用するなどして、まちづくりの専門性と人材の流動性を確保していくことも必要ではないか。
- 委員： 事業費の算定について、執行状況等を踏まえてということであるが、それぞれの地域まちづくり推進委員会の執行状況をみていかないと判断がつかない。
- 委員： 事業費について執行状況等を踏まえて算定するということは、やらなければなら

らないと思う。活動交付金を多くもらっている地域では、使いきれないという声や無理して事業を実施しているということを伺っている。

事業費を一律に算定するのではなく、執行状況や内容を踏まえて、行政が評価して算定することが必要である。

委員： 執行状況等を踏まえて検討することはいいと思うが、どのように踏まえるかを考える必要があると思う。

地域では、一定程度の繰越金がないと年度当初の運営に支障がでるところもある。各地域まちづくり推進委員会で、繰越金がどれくらい必要なのかは、これまでの実績の中で分かると思う。

その繰越金について、自分たちの中で運営が完結していると、いい繰越なのか、悪い繰越なのか、分からなくなっている地域もあるかもしれない。

地域活動を実施する中で、活動交付金の執行状況が適切かや繰越額の規模については、行政と地域まちづくり推進委員会が意見交換をするなどして、確立していく仕組みが必要であると思う。

人件費の算定にあたっては、常時3人が必要ということはないと思う。予算も限られているので、例えば、職員を3人雇用はするが、常時2人は事務局に出勤しているという状況を作るというような、勤務体制（シフト）の工夫もすべきである。

加算方式については、既存予算とは別な予算として確保し、意欲的な地域まちづくり推進委員会を支援する仕組みを構築していただきたい。

委員： 執行状況等に応じて、各地域まちづくり推進委員会の事業費を算定するという議論もあるが、市全体の予算枠として、これまでの執行状況等を踏まえて、一人当たりの活動費を算出していくということも考えられると思う。

委員： 執行状況等を踏まえて算定する方法についてはいいと思うが、この方法を採用した場合、一定年数、経過すると新たなベースができあがってくることになると思う。

各地域まちづくり推進委員会が単に事業をこなすだけになってしまうと、執行状況の内容に対する信頼度が低下する恐れがある。

将来的に、内容に対する信頼度を高めることも考えていかなければいけないと思う。

人件費の算定については、非営利団体においても人件費（時給）が毎年、上昇している中で、どの程度とするか、事務局の事務量等を踏まえながら考える必要がある。

加算方式における、事業提案（チャレンジ）加算については、新たに予算を設けるのではなく、各地域まちづくり推進委員会の繰越金を集約して、それを財源とする方法もある。

委員： 事業費の算定方法について、執行状況等を踏まえる場合、各地域まちづくり推進委員会の事業が予算消化とならないよう、しっかりと審査が必要になる。

地域協議会がなくなるため、各地域では地域まちづくり推進委員会の事業のチェック機能（方法）について、各地域団体の代表で構成される審査会を設置することが検討されている。

私の地域でも会議体を設置する予定であるが、地域コミュニティ活動交付金の原資は税金であるので、無駄な支出がないかなどのチェック機能は必置であると考えている。チェックする上では、ある程度、行政の関わりが必要になると考えている。

人件費に関しては、各地域まちづくり推進委員会の成熟度によって、費用が多くかかる場合とかかる場合があると思う。具体的には、部会が中心になって企画運営できるところは、事務局職員の人件費は、多くなくていい。部会が自立していないところについては、事務局が部会をサポートしていかないと、活動自体が活性化していかないし、地域課題の解決に向けた取り組みにもつながっていない。そのため、人件費については、一概にはいえないところもある。

加算方式は、ぜひ取り入れてほしい。資料2のP15に繰越金に関するデータが掲載されているが、地域まちづくり推進委員会を運営するうえで、繰越金が必要になるため、毎年度、繰越金が捻出できるようにしているところもある。繰越

金の割合について、ボーダーラインを設ける必要があると思う。ボーダーラインを超える繰越金が必要な場合は、繰越の理由を明確にする必要があるのではないかな。

地域まちづくり推進委員会は、事業を計画し実施するにあたっては、地域住民に対して、地域課題を解決するための取り組みであるということを説明しなければならない。毎年、同じ事業を実施している場合、成長がないと判断されることもある。地域住民の満足度を高めていくことが大切である。

委員： 事業費の算定にあたって、執行状況等を踏まえることは必要であると思うが、繰越金の状況も確認していく必要がある。繰越金は、年度当初に必要な運転資金であるので、一定額は残しておかなければならない。

人件費については、算出根拠を明確にして、雇用条件をある程度決めておいた方が、人材確保にもつながっていくのではないかなと思う。

加算方式については、既存の予算とは別枠で算定することは必要であると思う。

委員： 算定方法については、配分方式と加算方式にし、加算については既存予算と別枠にすることが必要だと思う。

人件費については、雇用する職員の人数や勤務体制など、それぞれの地域の実情がある。

地域まちづくり推進委員会を運営するうえでは、事務局と部会の役割分担が重要で、部会が自立し、事業の企画運営、実施できるようにならなければならない。

委員： 事務局運営についてであるが、職員の人数が何人が適正であるかについては、答えはない。事務局職員が2人なのか3人なのかは、地域で考えていけばいい。

人口が多いから事務局人件費が多く必要ということはない。事務局人件費が多く必要であるという地域は、本来部会がすべき事務を事務局が担っているからである。部会が機能すれば、事務局人件費を増やさなければならないという議論にはならない。

まちづくりは、ボランティアで成り立っているので、事務局職員の人件費を増やしていくということであれば、部会長の手当も考えていく必要がでてくる。

私の地域では、自治会から1世帯1000円を貰い受け、自主財源として取り扱い、そのうえで、部会長には会議で集まる際は、交通費を支給している。地域ではそのような努力をしている。人件費については、現行の額のままで構わない。

加算方式については、別な予算枠ということは、新しい事業を構築していかないと、各地域まちづくり推進委員会には予算がつかないということであると思う。活動するうえで予算が不足している事業にも、この加算を認めるかどうかについても、議論する必要がある。

(2) 配分基準 (案)

委員： 自治会ができないことを地域まちづくり推進委員会がカバーする形で活動しているところもある。

人口が少ないところは、自治会加入率が高い傾向があり、自治加入率を取り入れることで、全体として配分額が補正されていると思う。自治会加入率が高いところに配分する形がいいのではないかな。

委員： 地域団体割とあるが、これまで22の地域でまちづくりを実施してきたので、今のままでいいのではないかな。

委員： 22は地域自治区の単位であり、今回、地域自治区を廃止するのであれば、今後は、地域まちづくり推進委員会ごとに配分すべきと思う。

委員： 活動する単位ごとに配分することはいいと思うが、佐土原と清武地域は、学区を単位に団体が組織されている。地域において、学校数が多い地域もあれば少ない地域もある中で、活動区域を学区を単位として組織化された地域まちづくり推進委員会もあれば、学区を単位としていない地域まちづくり推進委員会

もある。単に27団体で割ることも難しいのではないか。

前回の検討の中で、地域の基本となるものの一つとして、小学校もあるのではないかと意見を出させていただいた。現在の22の地域が学区と一致していないところがあり難しいところであるが、考え方として、地域の基本となるものを捉えて、均等割を設定することが大事ではないか。

自治会割の加入率が高いところに手厚くするのか、低いところに手厚くするのかという点については、加入率が低いところは何も手立てを打たずに配分される可能性があるので、低いところに手厚くするのは難しいのではないか。

加入率が上がっていくところに手厚くする方が、地域も前向きに捉えることができると思う。

委員： 活動区域については、地域まちづくり推進委員会の発足時にどのような活動区域だったかということだと思う。各地域まちづくり推進委員会が、中学校区や小学区を単位にこれまで活動し実績も積み上げ、伝統もある。佐土原の場合は、発足当時から小学校区を単位に活動しており、市町村合併の際、行政から中学校区を単位にしてほしいという話はなかった。

地域住民から、各地域まちづくり推進委員会を学区を単位にするといった声がない以上は、活動区域を変える必要はないと思う。

委員： 今後、少子高齢化や人口減少が本格化することを考えると、地域まちづくり推進委員会の活動区域や組織体制も変化し、複雑化していくことも考えられる。

これまでの宮崎市の地域まちづくりの沿革を考えると、まずは22の地域という考え方が理解を得やすいと思うものの、その地域の中で、複数の地域まちづくり推進委員会が活動しているので、27団体も考え方の一つとしてある。いずれにせよ、ベースとなる考え方を整理する必要がある。

委員： 自治会加入率は、地域コミュニティ活動交付金の配分の中に入れてほしい。私の地域では、自治会を通さないと、地域まちづくり推進委員会の活動を推進することは難しい。

自治会の協力のもと、地域まちづくり推進委員会の活動が成り立っているということを周知していけば、自治会も喜んでもらえる。

広報についても自治会の回覧により成り立っている。自治会を通さない場合は、各世帯にポスティングをして案内しなければならない。

面積割については、なくてもいい。

委員： 高齢者人口割、面積割、自治会割も必要ないと思う。

各地域まちづくり推進委員会は、現行基準による配分額で、見込みを立てながら活動を実施しているので、現行の仕組みでいいと思う。

佐土原や清武は、事務局人件費を含めた総額でいうと、他の地域より、たくさんの金額が配分されている。均等割は、現在の22地域のままでいい。

地域のまちづくりは、自治会だけが活動しているのではなく、様々な地域団体等の協力によって成り立っている。

地域まちづくりの充実と自治会加入の促進は分けて考えた方がいい。自治会加入促進については、事業提案（チャレンジ）加算を活用して取り組み、自治会加入率が上がったことをアピールした方がいい。

委員： 自治会加入率は、興味があるところであるが、加入率が低い地域は、事業提案（チャレンジ）制度を活用することで、活動が活発になるのではないかなと思う。

委員： 自治会が地域活動の核となるということは理解できるが、自治会には個別に補助金が交付されている。活動交付金の中にも自治会割を入れると、二重の支援となるのではないかな。

面積割については、現実的ではないと思う。可住地面積の算出にあたっては、他の部局に作業をお願いする形になり、行政側の事務量も相当増えるのではないかな。

地域自治区の区割りとは、地区自治会連合会の区域や中学校の区域を基本として設定され、小さなエリアであっても地区自治会連合会の区域、中学校区の区域であれば、地域自治区の区域として設定されている。

総合すると、現在の均等割と人口割がいいのではないかと思う。

委員： 地域まちづくりの仕組みについて、これまでの沿革を振り返る必要があると思う。佐土原のように小学校単位でまちづくりを進めてきたところ、他の地域のよう
に中学校単位でまちづくりを進めてきたところ、それぞれに実績がある。

それぞれの地域の歴史の中で、まとまりやすさや活動のしやすさで、区域や団
体ができていると思う。うまくいっている中で、その単位を再構成する必要はない。

自治会割は難しい部分はあるが、現在、市をあげて、自治会加入促進を進めて
いる。加入促進を進める理由の一つとして、地域の連帯感の醸成がある。災害時
には、自治会の役割はとても重要になると考えている。

地域まちづくり推進委員会にも自治会加入促進について関心をもってほしい。

また、各種地域団体も自治会があつてこそ成り立っていると思うので、自治会
割は入れたほうがいいと思う。

委員： 自治会には、加入世帯が増えれば別に1,800円の補助金が交付されるよう
になっているので、地域コミュニティ活動交付金でも支援することになれば、二重
の支援になると思う。

各種団体も行政から支援を受けている。活動の際には、地域まちづくり推進委
員会と各種団体が、それぞれに負担をし連携しながら、取り組むことが大事にな
ると思う。

(3) その他

令和7年4月からの各地域まちづくり推進委員会の体制等について、次回、検討会で、情報共有
する。